

州法銀行の展開とその意義

平井規之

1. 問題の所在

a. はじめに

アメリカ合衆国は、中央銀行なき資本主義経済のもとで経済成長をなしとげた興味深い国である。すなわち、アメリカ合衆国は、19世紀前半から世紀転換期にかけての「中央銀行なき資本主義」のもとで、経済成長と中西部鉄鋼業の自立化を中心とする国民経済の充実、更には1898年米西戦争に象徴される世界勢力への参入を果たした。アメリカ政治経済の飛躍のこの決定的な時期に、アメリカは中央銀行なしで済ませたのである。これが、われわれを魅きつけてやまない問題である。

そこで、ここでの問題は、中央銀行なき資本主義はいかにして存在しえたか、そのもとでアメリカ経済の成長はいかにして finance されたかである。それをめぐる諸問題を洗ってみたい。

さて、この場合、課題に対してどのようなアプローチを採るかが問題であるが、筆者は、ここしばらくのあいだ、アメリカ銀行制度の発展の時期区分に従って、その歴史的発展を追跡するという行き方を採ることにする。言い換えれば、中央銀行の定義、中央銀行の必要性の論定、あるいは中央銀行の存在と機能と経済成長の関連について仮説を定立し、それを基準にしてアメリカ合衆国における中央銀行の成立をめぐる諸事情を検討するという行き方は採らない。

したがって、さしあたりまず、歴史上の時期区分に従って、それぞれの時期のアメリカ銀行制度の特徴を明らかにすることを作業課題とする。この行き方のメリットの1つを挙げれば、「最後の貸し手」機能を含む完成された中央銀行像によってアメリカ銀行史を裁断するよりは、

銀行制度の初歩的水準から出発して、中央銀行の必要性が経験の中から感得されていく歴史的な歩みを追跡し、把握することができる点にある。

以上が、問題の設定とアプローチの説明である。

b. 時期区分と本稿の対象

アメリカ合衆国における銀行発達史に時期区分を与えたとしたら、どのような観点が有効であろうか。ここでは、「中央銀行なき資本主義」を論題としているので、連邦政府・議会と銀行セクターとのかかわりあいのあり方を中心とする観点をとる。つまり、一面では、中央銀行の有無には、連邦規制の有無が関わりをもつ。中央銀行の存在と機能の経済学的意義の確定というわれわれ本来の課題と並んで、銀行業に対する連邦政府からの規制のあり方というもう1つの観点が用意されなければならないのである。そこで、この観点からアメリカ銀行史に時期区分を与えれば、概ね次の4つの時期が区別される。

第1の時期は、合衆国銀行の時代である。第1次合衆国銀行は、1791年から1811年まで存続し、第2次合衆国銀行は、1816年から1836年まで存続した。共に20年期限の時限立法でかろうじて成立したものであったが、結局、1836年における特許の再更新の立往生のあと、アメリカ合衆国における中央銀行設立の試みは立ち消えになった。これによって、合衆国における中央銀行設立の試みが中断されただけではなく、連邦レベルの銀行制度に対する立法上の取組みもなくなり、銀行業は州のオートノミーに委ねられることになった。

これが第2の時期、すなわち州法銀行の最盛期(heyday)をなす時期をもたらした。時期的には1836年の合衆国銀行終焉から1863年の「全国通貨法」(the National Currency Act)および1864年の「国法銀行法」(the National Banking Act)の成立までがこれにあたる。

本稿は、この州法銀行の全盛期をめぐる諸問題を論じる。アメリカ金融・銀行史一般についていえることだが、州権に基づく発券銀行の叢生を単に攪乱的要因として、例えばパニック多発の主要因としてのみ描くことはできない。われわれは、つねに、どの問題についても、その銀行史を貫く制度としての実験的進化を事実面に即して洗うことが必要である。本稿は、州法銀行全盛期の諸問題を検討する。

第3期は、1864年「国法銀行法」に基づく国法銀行中心の時期である。この法によって州法銀行制度が消滅するわけではないし、州法銀行は現在もなお存続している。州法銀行制度の進化については本文で述べるとしても、州法銀行発券の償還(redemption)の不安定性は1つの現実であったから、1864年「国法銀行法」制定の1つの根拠は、安定的な全国的通貨を創出することによって、通貨の面でアメリカ銀行制度に秩序をもたらそうとすることにあった。

他方、通貨面での安定化が1つの目標であったにせよ、議会とリンカン大統領が、同法に直接込めた意図は、アメリカ国債市場の強化であった。時代は1861年に始まる南北戦争の時期だったからである。

「国法銀行法」制定の直接のきっかけが何であったにせよ、南北戦争後のアメリカ銀行制度は同法によって支配された。

この時期におけるアメリカ経済全般の推移にここで立ち入らないとすれば、銀行制度とのかかわりで重要であったのは、循環性恐慌から受けた衝撃であった。この時期に生じたジュグラー・サイクルの恐慌を挙げれば、1873年、1884年、1893年および1907年であった。このうち、1893年恐慌のあと、銀行改革論議に目立った変化が生じた。改革のテーマが銀行慣行のあり方から危機に際しての国法銀行券の非弾力

性に移行した。そして、国法銀行券は国債をベースとして発行されていたから、商況に対する反応が鈍いという論理によって、国債ではなくて、発券銀行の商業資産——(短期)商業手形と特定する意見もあった——をベースにすべきであるという見解が登場した。この国債保証通貨概念と資産通貨概念の対立は、前者への支持の伝統的な根強さのままに推移したが、1907年恐慌後、形勢が変わった。1907年恐慌に際して、J・P・モルガンがウォール街の銀行の準備金の抛出を結集して取東に大きな役割を果たしたこと、および商業銀行の互助組織である手形交換所が貸付証券(loan certificates)の相当額の発行に応じて救済に当たったことといった経験が、緊急通貨のあるべき姿を通して、通貨一般が資産通貨たるべきであるという認識を深めた。

1907年以後、銀行改革提案の基調にもう1つの重要な変化が生じた。それ以前の提案は、いかに遠大なものであっても、既存の銀行制度を受け容れた上での提案であった。しかし、「1907年のパニックは、銀行の外からの、また上からの制御(control)が必要であることをほとんどの人々に納得させた。制御対無制御から、どのような性質の制御を制度化すべきかに議論は移行したのである。」(West, 1977, p. 53)。

こうして、1911年「オールドリッチ・ヴリーランド法」(the Aldrich-Vreeland Act)から1913年12月23日の「連邦準備制度法」制定にまで至る中央銀行制度設立をめぐる論争が第3期を締めくくることとなる。

第4期は、したがって連邦準備制度成立と同制度のもとでの、いわば、われわれの時代である。それについての概略を与えることはここではしない。

以上の時期区分の1つに位置する第2期、州法銀行の全盛期の諸問題の検討が本稿の課題である。

2. 州法銀行論

a. 州法銀行とその二面的評価

州法銀行は、州立銀行と訳してもよいが、原

語では、banks in the statesあるいはstate banksと呼ばれ、その業務から呼ばれる場合にはstate bankingという用語が使われる。

州法銀行の有する特性は、それが連邦とはかかわりのない州の権威とオートノミーによって法人(incorporation)として設立されるということである。次の文章が州法銀行の標準的説明である。「state bank」という用語は、合衆国ではいくつかの異なる意味で使われてきたが、意味するところの多様性にもかかわらず、州法銀行はつねに1つの共通の特徴を持ってきた。すなわち、州の権威のもとでの法人化がそれである。モースは次のように言う。『州法銀行は、州法のもとで、あるいは州の立法府によって与えられる特許状のもとで、組織される銀行であり、その権限は、州の主権に由来する』(Barnett, 1911, p. 9)。同時にまた、18世紀と19世紀初頭を通して、「bankingは銀行券発行(note issue)と同義であり、後者はsemi-publicなものと考えられていた」(Redlich, 1951, Part II, p. 60)のである。

したがって、州法銀行の業務は預金と割引と国債への投資および発券である。このうち、目立つのは、もちろん銀行券の発行である。

合衆国銀行終焉の1836年以後、州の権威とオートノミーにもとづく州法銀行にアメリカ銀行業が委ねられたというとき、州法銀行制度に対して通例、一般に与えられがちな印象は、何か無秩序、無政府的なものであったというものである。

一方では合衆国銀行の中央銀行としての意義を強調する研究者は、その合衆国銀行なきもとの州法銀行の意義を過小評価する。

例えば、マイヤーズはこう述べる。

「第2次合衆国銀行の消滅は、いかなる調整機関もない銀行制度——実際なお銀行制度を云々することが可能ならばの話だが——を残した。州法銀行は、不適切な州法のもとで営業するにまかされ、通例未熟なその管理者が非常に必要としていた監督と制御を欠いていた。わが国の通貨は減価にさらされているバンク・ノート[州法銀行券]から主として成っており、どの

商人も、バンク・ノートの見込み価値を決定する“銀行券検査係”(Banknote Detector)に諮るまでは、それを安んじて受け取ることができなかった。預金者に対する保護は、バンク・ノートの保有者よりもしばしば少なかった。倒産した銀行は、残骸の中から何も救い出すことはできなかった。もしも合衆国銀行が存続し、発展することが許されたなら、州法銀行はその発券の権限を失うことはなかったであろうし、国法銀行券などは不必要であったであろう」(Myers, 1970, p. 121, 訳 p. 151)。

ここに「銀行券検査係」とは、偽造と、もはや存在しない銀行の銀行券、および遠隔の地にある支払能力のある銀行の、償還の困難な紙券の現在の減価率について、最新の情報を提供するプロのことをいう(Steiner/Shapiro, 1956, p. 252)。

ここでは、合衆国銀行＝中央銀行という調整機関のない銀行制度として州法銀行制度が描かれ、したがって、州法銀行の通例未熟な管理者に必要とされていた監督と制御が与えられなかったことが指摘される。その上に、州法体系が不適切であるというマイヤーズの評価が加わる。さらには、州法銀行券が減価にさらされていたこと、倒産時に預金者を保護する手立てはなかったということが指摘されている。こうした州法銀行制度についての代表的な否定的見解が一面の真実をついていることは確かであるが、州法銀行の経験にはもう1つ別の面、それに尽くされない面がある。

経済成長と銀行制度の展開について、例えば、トレスコットはこう述べる。

「偉大な産業国民としての合衆国というハミルトンの夢は実現した。わが国の成長に占める商業銀行制度の役割は、ハミルトンが描いた野心的展望を十二分に実現した。銀行は、(1930年代までの)銀行券と銀行預金という形態でマネーをつくり出すことによって信用を与えるというその能力によってそれを実現した」。もっとも「銀行はかなり悪い代物だとあげつらうことも一種の流行となってきた。一面から見れば、確かに銀行は悪かった。銀行の破産は多数にの

ぼり、破産の一部は、幼稚な熱狂、無能、あるいはそのものずばりの不実から生じた。しかし、もしもこれらの銀行が危険な道を歩んでいたとしても、それには理由があった。なぜなら、かかる銀行はエルドラドへの道に乗っていたからだ。銀行は、サラトガからサライエボに至る歳月のあいだアメリカ人の想像力とエネルギーをとらえた色あざやかな、しばしば野蛮なまでに無秩序な過程の一部をなしていた」。(Trescott, 1963, pp. 2-3).

こうした経済成長と銀行制度の展開の経緯については、別に項を立てることにする。

3. 州法銀行各論

a. 払込資本と発券

アメリカ合衆国が民族国家として独立したとき、その初期の銀行業は正貨(specie)にもとづくものとして発足した。いわば正貨主義である。

例えば、the Bank of North Americaは、1781年にフランスから米国政府が受け取った正貨を基礎にして設立された。また、the Bank of Massachusettsは、資本金30万ドルのうち、25万3500ドルを正貨で集めることによって営業を開始した(Dewey, 1910a, p. 5)。

しかし、国の貴金属(precious metals)の供給はそれほど大きくはなかった。だから、銀行がその数を増すにつれて、正貨に基づくべしという「この保守的ルール」(同上)を固持することは不可能であることが分かった。

実際、ハミルトンは、1779年もしくは1780年(未確定)に[第1次]合衆国銀行という中央銀行志向の画期的な a national bank のアイデアを提出したとき、それを正貨を基礎として設立することは不可能であることをすぐに認識し、かくて、バンク・オブ・イングランドの例に従って、政府証券(government securities or stock)を用いることを勧告した。だから、第1次合衆国銀行の特許状の規定では、個人が応募(subscribe)する資本のうち200万ドル、つまりたかだか4分の1が金および銀でなければならず、残余は政府証券による払込をもってあて

るものとしたのである。「この程度の比較的少額でもってさえ、資本の払込は許可され、合衆国銀行は40万ドルの払込が達成されたとき、営業開始を認可された」(同上)。

この方式が、州法銀行設立にも適用された。「ほとんどすべての地方の特許状で、州が資本の一部に応募すべきことを規定していたが、この応募は貨幣が現実には払い込まれることを必ずしも意味せず、むしろストックないしは債券(stock or bonds)によるものであった」(同上, pp. 5-6)。

さて、払込資本とさまざまな意味での準備金と銀行券の発行との関係が、さしあたりまず、われわれの関心をとらえる問題である。その観点から発券について考察してみよう。

建国直後の通貨状況は次の叙述に与えられている。1789年から1800年の建国以後の「10年間を通して、1000万ドルから2000万ドルの正貨に加えて、約1000万ドルの銀行券が流通した。350万ドルから500万ドルは[第1次]合衆国銀行から発行され、残りは、その期間に設立された20行ないしはそれ以上の州法銀行によって発行された」「合衆国銀行はその貸付と発券政策において保守的であった。州法銀行はより幅の広い自由に傾いていた。州法銀行の多くは、発券権限に対する制約の欠如に危険なまでに悪乗りしていた。しかし、商業拡大のすみやかさと、連邦政府の確立が生み出した金融上の確信の一般的感覚が1790年代を通して銀行ないしは通貨の災禍をしりぞけていた」(Schultz/Cain, 1937, pp. 131-132)。

しかし、紙幣への移行は歴史の流れであった。合衆国における法貨(legal tender)と紙幣との関係について、標準的な辞典は次のように書いている。

「債務の支払に際して受容されるべきことを法によって定められた交換手段(medium of exchange)を法貨(legal tender)という。合衆国憲法(Act. 1, sec. 10)は、連邦政府に国の貨幣の十全な制御権(full control)を与え、各州が『金貨および銀貨以外の何ものも債務支払の法貨となす』ことを禁じている。

「アメリカ史上の最初の1世紀にわたって、連邦政府が貴金属に裏打ちされない不換紙幣 (fiat notes) を法貨として発行できるかどうかをめぐる本格的な法律論争が展開された。一連の案件の頂点をなしたのは、1884年の *Julliard v. Greenman* (110 U. S. 421) で、このとき最高裁は、連邦議会が債務支払に際しての法貨として紙券 (notes) を発行する十全な権限 (full power) を持っているという判決を下した。各州は、多年法貨としてではなく、通貨として流通する紙券を州認可の銀行が発行することを許可してきた。こうした紙券の発行は、憲法を侵害するものではなかったが、議会はそれを貨幣の統一と安定を脅かすものとみなしていた。1865年に、連邦議会が州紙幣に10%の課税を決定し、最高裁がそれを支持し (*Veazie Bank v. Fenno*, 8 Wallace 533 [1869])、この判決が州紙幣のすべてを流通から駆逐した」(Plano, J./Greenberg, M., *The American Political Dictionary*, 6th ed., p. 301)。

次に、発券の制限について見ておこう。

「発行され得べき紙幣額に関して初期の特許状によって与えられていた制限は、ひどくあいまいで手ぬるいものであり、通貨に対する保護はほとんど与えられていなかった」。各州は、銀行の債務を認可するうえで寛大であった。初めは、この制限は、おおむね資本の2ないし3倍と設定された。このことは、とくに大きな資本をもっている銀行にとっては、事実上何の制限をも意味せず、正貨よりなる資金との比率を欠いた発券を許すものであった」(Dewey, 1910b, p. 53)。

もっとも、事情はそれほど放漫ではなく、たとえば産出量との関係で発券の制限を課す考え方もあった。[19]「世紀初頭の諸年を通して、通貨の量は産業の年生産物と一定の比率を保つべきであるという常識があった。しかし、厳密な比率に関しては、広範な意見の相違があり、5分の1から30分の1までの幅があった」(同上, p. 60)。

後年の銀行原理では発券は現金準備 (cash reserve) との比率によって制約されることにな

ったが、1830年代前後の立法で行われていたのは、払込資本との関連で発券を制限する方式であった。奥田はこれを「銀行資産担保制」と呼んでいる(奥田, 1929, 『米国銀行制度発達史』内外出版 p. 141)。付表に見られるように、時間の経過と共に合衆国における州法銀行の数は増大していくが、流通通貨量は払込資本を超えてはいない。

実際、この方式において、1840年代と50年代を通して、発券対払込資本の比率を縮小することが一般的傾向であった。19世紀初めには、3対1および2対1が一般的であったが、払込資本量一杯、つまり1対1がおおむね一般的となった。「コネティカット州は1858年に75%の比率を設定した。メイン州は、1846年に、もしも発券が資本価値の半分を超えた場合には、銀行は33 1/3%の正貨準備を維持しなければならないと規定した」(Shultz/Caine, 1937, p. 247)。

もう1つの発券法としては、1838年のニューヨーク州の自由銀行法 (free banking law) で、それは証券の預託 (the deposit of security) に基づいて銀行券を発行することを規定したもので、1840年代と50年代を通して急速に普及した。1850年代末には、34州のうち16州が似たような法を制定していたとされる(同上, p. 244)。奥田は、これを「証券預託制」と呼んでいる(奥田, 1929, p. 144)。この証券預託制は、のちに1863年国法銀行法による発券制度の先駆となり、そのモデルとなった。

銀行券発行を規制する別の方式は、少額紙幣の発行を制限する方式であった。おおむね額面5ドル以下のバンク・ノートの発行は禁止ないし制限された。額面金額の大きな紙幣は、その発券銀行に償還を求めて戻ってくる度合いが高いから、責任観念の低い銀行ほど少額の紙幣の発行を選好したからである (Dewey, 1910b, pp. 63-73; Shultz/Caine, 1937, p. 207)。

b. 安全システムの展開

州法銀行制度の展開の中で注目に値することは、発券の制約と、進んでは預金の保護のため

のシステムが自生的に発展したことであった。その典型は、ボストンにおける「サフォーク・システム」(Suffolk System)と、ニューヨーク自由銀行制度に伴う「安全基金」(The Safety Fund)制度である。安全システム導入のいきさつは次のように与えられている。

「1818-19年の不況とそれに伴う銀行業の崩壊は、多くの人々に、バンク・ノートの発行ではもっと保守的になる必要があると感じさせた。合衆国銀行と、州の立法府と、銀行それ自身が制約的行動をとった」(Shultz/Caine, 1937, p. 183)。

紙数の制約上、ニューヨークの例を割愛してサフォーク・システムだけを説明すれば、レドリックは、サフォーク・システム発生の由来を次のように伝えている。「早くも、1819年に、[サフォーク銀行(the Suffolk Bank)の]理事会は、『外部貨幣業務』、すなわち地方通貨の業務に参入することを決定し、こうしてニューイングランド銀行(the New England Bank)の競争者となった。この参入の決定それ自体は創意ある成果とは言えず、両銀行の競争的闘争から生じた付随的できごとすぎなかった。しかし、サフォーク銀行の成功とその古き競争相手に対する勝利は、いくつかの要因から来ていた。1つは地方通貨の獲得と回収をボストン市中銀行の共同のヴェンチャとする決定であった。……地方通貨の分野でのその活動の最初の数年間にサフォーク銀行によって適用された方法は革命的ではなかったが、同行の指導者たちが、初めは地方通貨の取立業務であったものをその交換所(clearing)業務とするという独創的アイデアを思いついたとき、それは革命的となった」(Redlich, 1951, part I, p. 71)。

レドリックのこの辺の説明をもっと具体的に見てみよう。例えば、ハモンドは次のように説明している。

ボストンがニューヨークとフィラデルフィアのような中心的都市になるにつれて、またニューイングランドの地方(out-of-town)銀行の興隆と多様化につれて、地方の商人が地方銀行のノートをボストン市内の商人その他に持ち込ん

できた。「地方ノートは、価値が変動し不安定であり、汚れており、償還が難しかったけれども、もちろん、どこでも、これらの地方ノートは市中の商人によって受け容れられた。地方ノートは市中銀行ノートよりも悪貨であったから、後者を流通から駆逐した。おそらく、これが、市中銀行による発券の放棄と預金の成長の主たる刺激となった。小切手の便利さにすでに慣れていたビジネスマンは、自分たち自身の間の使用では、地方のノートよりも預金の方を選好した。市中銀行のノートは地方のノートと競争できなかったが、市中銀行の預金は競争できた」(Hammond, 1957, pp. 549-550)。

そして、地方銀行ノートの取扱いの舞台にニューイングランド銀行とサフォーク銀行が登場する。

「1813年に、ニューイングランド銀行は、ボストンの優秀なビジネスマンを代表して、地方銀行ノートの除去の試みとして、それを割引きで買い取り、その償還のために発行地へ組織的に送り返すことを始めた。1818年に、サフォーク銀行がこの競争に参入し、古い方式よりも簡単明瞭ではないが、より効率的な新しい方式を考案した。すなわち、同行は、初めに地方銀行ノートを受け容れ、それから償還を要求するのではなく、初めに資金を受け取り、ノートが入って来るまでそれを保有するという方式を採ったのである」(同上)。

「サフォーク銀行は、……地方銀行に対して、一方では申し出をもって、他方では脅迫をもって接近したのである。申し出とは、もしも地方銀行がサフォーク銀行に対する5000ドルの恒久預金およびその上にサフォーク銀行が受け取るノートの額を償還するに足る預金を維持するならば、地方銀行にそれ自身のノートの割引を行わせるというものであった。……他方、脅迫とは、もしも地方銀行がこの申し出を拒否すれば、サフォークは当該地方銀行を森林の中にまで(into the woods)追いかけて行き、その場で当該ノートの償還を要求するであろうというものであった」(同上, pp. 551-552)。

その後、レドリックの言う革命的变化が生じ

る。すなわち、ハモンドによれば、「地方ノートの割引率を引き下げたことは、公衆にとってよいことであったが、サフォークが望んでいたことは、預金の増大であり、他の銀行が望んでいたことは通貨の増大であった。そこで、サフォークの示唆によって、[ボストン市中銀行の]6行は、サフォークを、6行が受け取るすべての地方ノートの回収のための代理人とし、6行が受け取る地方銀行ノートが交換される(becleared)際の預金残高をサフォークに維持することで同意した。この協定は、1824年に発効した」(同上, p. 552)。実際の現場では、地方銀行にとって、上述の「申し出」の選択は一種の「強制」であったから、ハモンドは、不平をもつ地方銀行はサフォークのことを「6本尾のバーシャ」(the Six-Tailed Basha [Pasha, オスマン帝国の高官])と呼び、1824年の7行の協定を「神聖同盟」と呼んだという(同上)。

しかし、レドリックの強調するこの制度の成果をここでは確認しておこう。「サフォーク銀行のすばらしい成功とアメリカ国民経済にとってのその重要性は、非常に創造的な、未曾有の達成の結果であり、しかもそれはきわめて単純なやり方で生み出された。地方銀行が、正貨での清算を強制される代わりに、取引の経過の中で受け取るニューイングランドのノートに頼って清算することを許されたとき、決定的な歩みが踏み出された。それによって、ボストン市中銀行の利益のために考え出されたものが、すべての不平不満にもかかわらず、地方銀行にも受け容れられるものとなったのである」(Redlich, 1951, p. 71)。

実際サフォーク制度下の措置によって、マサチューセッツ州の地方銀行の発券がきびしく制限され、「1825年までにはすべての紙幣流通が正貨と対価の状態になった」(同上, p. 184)。こうして、サフォーク銀行は「事実上、外部金融機関のバンク・ノートの交換所(clearing-house)を組織したのである」(Hepburn, 1915, p. 104)。「時間が経つにつれて、サフォーク・システムは、ニューイングランドのほとんど全域を覆うまでに拡大し、この地域のバンク・ノー

トをほぼ統一化させた」(Sumner, 1896, p. 170)。

c. 経済成長と州法銀行制度

紙券の発行量の制限による経済的混乱の制御という考え方は、他方における成長通貨の供給という考え方とたえず共存していた。シュルツ/ケインは、アメリカ経済の成長と州法銀行制度の拡大とを次のように述べている。

「ビジネスが拡大するにつれて、ますます多くの銀行が設立された。銀行の数が増えるにつれて、流通する銀行券の総量も成長した。明らかに、合衆国は、あの通貨理想、すなわちビジネスの必要の直接的関数としての流通貨幣量をもつフレキシブルな貨幣制度を獲得したのである。1811年における[第1次]合衆国銀行の閉鎖さえ著しい貨幣上の混乱をもたらさなかった。1500万ドルの合衆国銀行券が引き上げられ、700万ドルの正金が同行の外国人株主への支払いのために海外に送金されたとき生じた通貨空白は、合衆国銀行閉鎖後設立された100ないしそれ以上の銀行のバンク・ノートによって埋められた」(Shultz/Caine, 1937, p. 155)。表1に見られるように、州法銀行券の流通は、1811年の1300万ドルから1815年の2360万ドルにまで増大している。

トレスコットは、発券と信用創造との対立という永遠の問題を指摘して次のように述べている。

「すべての産業国民のうちで、合衆国は、多数の独立銀行から成る銀行制度を有しているという点でユニークであった。アメリカ史の大部分を通して、新しい銀行を発足させることは比較的容易であった。銀行業それ自体も、工業において目立ったのと同じ企業家精神をもつ人々を吸収した。約束されたヴェンチャへの信用の提供で銀行間の競争は活発であった。……

「しかし、銀行信用を豊富に企業の手に乗せるこの特性は、銀行の貨幣上の責任を満たす銀行の能力を時として損なった。銀行業への容易な参入というこの事情は、詐欺師や不適格者によって悪用され得た。新規事業への貸付の熱意は、リスクの大きい、あるいは非流動的な貸付

表 1. 銀行統計——19世紀前半

各1月	銀行数	資 本	通 貨	預 金	正 貨	貸 付
1830	394	\$ 182 m.	\$ 51 m.	\$ 58 m.	\$ 24 m.	\$ 272 m.
1831	426	186	57	62	25	285
1832	448	191	62	67	25	301
1833	472	198	68	71	26	316
1834	506	200	94	75	26	324
1835	704	231	103	83	43	365
1836	713	251	140	115	40	457
1837	758	290	149	127	37	525
1838	829	317	116	84	35	485
1839	840	327	135	90	45	492
1840	907	358	107	75	33	462
1841	784	313	107	64	34	386
1842	692	260	83	62	28	323
1843	691	228	58	56	33	254
1844	696	210	75	84	49	264
1845	707	206	89	88	44	288
1846	707	196	105	96	42	312
1847	715	203	105	91	35	310
1848	751	204	128	103	46	344
1849	782	207	114	91	43	332
1850	824	217	131	109	45	364
1851	879	227	155	128	48	413
1852	992*	237*	156*	189*	53*	527*
1853	1,098*	225	146	145	47	408
1854	1,208	301	204	188	59	557
1855	1,307	332	187	190	53	576
1856	1,398	347	195	212	59	634
1857	1,416	370	214	230	58	684
1858	1,422	394	155	185	74	583
1859	1,570	401	193	259	104	657
1860	1,562	421	207	253	83	691
1861	1,601	429	202	257	87	696
1862	1,496	419	183	297	102	647

出所) Sumner, 1896, p. 456. (1830-1833, 14 *Banker's Magazine*, 765; 1834-1862, 37 *Cong.*, 3 Sess., 5 Ex. 210. *は上記 *Banker's Magazine*.)

を行う銀行を不当にも巻き込み得た。全体としての銀行信用の不当な拡大は、景気変動を増幅させ、銀行をパニックに弱い存在にし得た」(Trescott, 1963, pp. 4-5)。

「典型的な銀行についての叙述は、1930年代に先立つ諸年を通して、すべての銀行を多少とも悩ませた慢性的問題を際立たせる。——銀行信用に対する責任と貨幣に対する責任をいかに調和させるかという問題である。前者は気前のよさを命じ、後者は保守主義を命ずる。両者の衝突は、個々の銀行の流動性に関して、すなわち預金者(かつては、銀行券保有者)に要求払いで現金を支払う能力に関して、最も手痛く感じられた」(同上, p. 10)。

レドリックは、アメリカ経済の成長の中で債券を流動性の提供とみなす見解が生じたことを重視している。

「1840年代の不況は、アメリカ銀行業の新しい時期の先駆けとなった。その頃まで、銀行業は銀行券の発行とほとんど同義であり、最も先進的な議員も銀行家も銀行券を第1級の安全保証のうえに置いて疑いのない安全を確保しようと努めた。これに対して、1840年以後には銀行業務の性格が変化しはじめ、預金業務と流動性を求めてのたたかいが新しい時代の基調となった」。第2次合衆国銀行は、事実上正貨の涸渇をもって終わった。それに続く「時期は、銀行券に対する12.5%の正貨準備を確立した『1838

年ニューヨーク自由銀行法』の制定で終わった」。「ここで真の進歩とみなされるのは、この時期を特徴づけた流動性を求めてのたたかいである」(Redlich, 1951, part II, p. 1)。

「同時に、もう1つ重要な観点の変革が可能となった。バンク・ノートは財産を表わすというのは、古い重商主義的観念であった。若きハミルトンの銀行計画の1つはそれを体現しており……重商主義的土地銀行一般は、財産を『融解させる』(melt down)ものと考えられていた。……1840年以後、アメリカの銀行業がますます正貨に基づくようになると、バンク・ノートは近代的意味での代表的貨幣と認識されるようになった」(同上)。

その後、1842年から1860年にかけて、アメリカ経済は本格的成長軌道に乗った。シュルツ／ケインは、その様相を次のように述べている。

「1837-42年の不況のあと、15年にわたる着実な、相対的に攪乱のない金融の成長が続いた。1846年と47年に、マイナーな景気後退が再発した。1857年には、本格的な、しかし、30年代の不況ほど持続的でもなければ厳しくもない不況が始まり、2年間続いた。しかし、2次的要素を別にすれば、国民[経済]の成長がこの時期の支配的趨勢であった。人口が増加し、国の定住地域が拡大した。経済活動のすべての側面、とりわけ民間と政府の金融が拡大した。

「政府の金融上の利害と活動は背景に依然としてしりぞいていた。この時期の重要な金融上の発展は、投資、信用、および銀行業の分野で生じた」(Shultz/Caine, 1937, p. 237)。

成長通貨の供給に際して、州法銀行券への需要を緩和し、したがってまた州法銀行券の品位、品質を向上させるうえで、2つの要因をあげることができる(同上, p. 248)。その1は、1849年にカリフォルニアで金が発見されたことである。ラフリンは、金の発見を世界史的枠組みの中で捉え、金銀関係の革命的变化を指摘している。

「ロシア、オーストラリア、およびカリフォルニアにおける金の発見は、1851年以後すぐに金

の生産を最高額に到達させたが、それは、正貨を流通させていたすべての近代国家の貨幣史の画期をなしている。この発見は、後年の貴金属の歴史におけるもっとも重要なできごとであり、金銀の相対価値に対するその効果は深刻かつ持続的であった」。「1840年から1850年までの平均年生産3800万ドルから、1850年以後の1億5000万ドル超の数字にまで金の供給は増大した」(Laughlin, 1885, p. 75)。シュルツ／ケインは、カリフォルニアにおける金の発見が、合衆国における正貨流通を、1845年から1860年までのあいだに、8000万ドル以上増大させた指摘している(Shultz/Caine, 1937, p. 248)。このように、金の発見が成長通貨の供給を促し、通貨事情の改善をもたらした。

第2に、小切手の使用が通貨の補完的地位に立ったことが指摘される(同上, p. 248)。小切手の使用は、もちろん、19世紀初頭から始まっていたが、投資に対する資金調達には、主として「商業信用」(commercial credit)によってまかなわれていた。

ピーター・テミンは、19世紀アメリカの経済成長と銀行金融について、次のように述べている。「銀行金融の最大の用途は、国際取引と地域間取引であった。19世紀の搬送技術のもとでは、商品が売り手から買い手のもとに達するには、長期間、しばしば数ヶ月かかった。そのあいだ、誰が商品を持っているべきか。この問題は、アメリカでもイギリスと同様、為替手形(bills of exchange)の使用によって解決された。為替手形は、市場性ないしは流通性をもつ証券(a negotiable instrument)であり、第3者が商品の移転に資金調達するのを可能にした。売り手は買い手あての為替手形を振り出し、買い手はそれに署名することによってそれを受理した(accepted)。受け入れられた手形は、次いで、買い手が特定された時期と場所で特定された金額の支払いを義務づけられる約束手形となった。この手形は売られることができたが、その売られる時期と場所では、買い手の償還の時期と場所におけるだけの価値はないから、それは割引かれて売られた(だからこの過程は discount-

ing と呼ばれ、受け入れられた手形は、acceptances または discounts と呼ばれた。銀行は、この手形市場で非常に活発に行動した。

「銀行金融の第2の利用は、工業企業のためのものであり、イギリスで観察されたパターンが合衆国でもある程度まで再生産されたことに疑いはなく、工業活動は、いま上で述べた商業信用の網の目によって資金調達された」(Temin, 1975, pp. 48-49)。

ところが、こうした形での商業信用だけでなく、銀行小切手(bank check)が付随的なものでなく、通貨を補完する地位にいたのである。対外交易に携わる「沿岸大都市だけでなく、いまや内陸の商業センターでのビジネスの取引においても『預金通貨』への移行が生じた」(Shultz/Caine, 1937, p. 248)。付表に見られる通り、1855年に銀行預金が銀行券の流通量を超え、それ以後、預金額がバンク・ノートの発券量よりも速い速度で成長しはじめた。経済成長とのかかわりで重視すべきは、アメリカ経済における当座預金と小切手の利用の定着であった。言い換えれば、もはや発券量それ自体の意義は小さくなったのである。

d. コレボン銀行システム

中央銀行なき資本主義を金融面で支えたものとして注目に値するのは、銀行間のコレボン関係(correspondent relationships)である。「すでに南北戦争以前でさえ、銀行間のコレボン関係、すなわちほとんどの外国に一般的な全国的支店銀行展開の部分的代替をなす関係の精巧なシステムが成長していた」(Barger, 1964, p. 35)。

レドリックによれば、コレボン関係は、1815年以前にすでに創出されていたが、1815年以後ほどの重要性をもっていなかった。「確かに、……“correspondents”という用語はまだ知られておらず、その代わりに“connexion”ということばが使われていた」(Redlich, 1951, p. 51)。同じくレドリックによれば、the Mechanics Bank of New York は、「1833年に、17州に(相手銀行の支店を含む)54行のコレボン銀行を持っており、同時に the Union Bank of New

York は、8つの州に16行のコレボン銀行を持ち、the Bank of Manhattan Company は(ワシントンD.C.を含む)10州に26のコレボン銀行を持っていた」(同上, pp. 51-52)。

コレボン関係の中心をなしたのは、ニューヨークであった。「わが国で、コレボン・システムがニューヨークほど発達した都市はなく、その結果、他の銀行への銀行預金(bankers' balances)が同等の成長を見せた都市はほかになかった。事態のこの展開は、ニューヨークが北部の商業中心地となりつつあり、ニューヨークの資金が国全体のプレミアムを支配していた事実から来ている。この事は、ニューヨークに準備金を保持する内陸の銀行は、正貨と等しい価値をもつ資金を所持するばかりでなく、それに加えて、ニューヨークで為替を売ることにより時折利得を得ることができるとを意味した」。「さらに、ニューヨーク支払いのバンク・ノートはどこでも額面通りで流通するという事実はニューヨークに資金を預けるもう1つのインセンティブとなった」(同上, p. 52)。

「地方の小銀行は、近隣の都市の大きな銀行の顧客となり、後者はまたどこかのメトロポリタン・センター、とくにニューヨークの銀行の顧客となった。こうしたコレボン関係は、支店銀行業と同様、2つの目的を達成した。すなわち、現金準備の節約と地方(out-of-town)の小切手の取立を可能にしたことであった。

「現金が節約されたのは、地方銀行が、自行の現金の一部を自行の金庫以外のところに預けることによって、準備金の一部から利子をかせぐことができたからであり、他方、都市の銀行は、投資のための資金、すなわち、さもなければ得られなかった資金を提供されたからである。さらに、必要なときには、地方銀行は都市のコレボン銀行から借入れをすることができた。都市銀行は、それはそれでまた、地方銀行から受け取った資金の少なくとも一部をニューヨークに再預金した。……

「コレボン関係は、銀行準備のピラミッド化を生み出しただけではない。それはまた小切手の回収を促進した。仮に、アイオワ州の地方銀

行の顧客がルイジアナのある銀行あてに振り出された小切手を預金したとしよう。アイオワの銀行はこの小切手をシカゴのコレポン銀行に送り、後者はまたそれをニューヨークの銀行に送り、小切手はそこからニューオーリンズの銀行に送られ、かくしてそれが振り出された銀行に到着する。通貨の実際の搬送によって支払われないならば、小切手は『為替』(exchange)の購入によって清算される。例えば、ニューオーリンズの銀行は小切手が振り出された地方銀行にシカゴあての為替手形(draft)を与えるであろう。回収の手数料が銀行収入の有力な一部となった」(Barger, 1964, pp. 35-36)。

4. 総括

以上、州法銀行全盛期のもとにおけるアメリカ経済の成長の様相を見てきた。そこでは、経済成長にとっての信用の必要と発券の制約について、経験にもとづいたさまざまなシステムの展開が看取される。われわれは、州法銀行とは何か、払込資本と発券はいかに行われたか、安全システムとしていかなる試みが展開されたか、中央銀行なきもとにおけるコレポン銀行システムの意義などを検討した。これらの構成要素からなる州法銀行制度の実験的な展開は、州法銀行制度を無秩序と混乱の集合体と見るような見方をしりぞけている。

(一橋大学経済研究所)

参考文献

- Barger, H.(1964) *The Management of Money: A Survey of American Experience*. Rand McNally & Company, Chicago.
- Barnett, G. E.(1911) *State Banks and Trust Companies: Since the Passage of the National-Bank Act*. U. S. G. P. O..
- Clarke, M. St. C. and Hall, D. A.(1832) *Legislative and Documentary History of the Bank of the United States*. Reprinted 1967 by Augustus M. Kelley, Publishers, New York.
- Davis, L. E.(1958) "Stock Ownership in the Early New England Textile Industry," *Business History Review*, Vol. 32, No. 7, pp. 204-222.
- Davis, L. E.(1965) "The Investment Market, 1870-1914: The Evolution of a National Market," *Journal of Economic History*, Vol. 25, No. 3, pp. 355-399.
- Dewey, D. R.(1910a) *The Second Bank of the United States*. U. S. G. P. O..
- Dewey, D. R.(1910b) *State Banking Before Civil War*. U. S. G. P. O..
- Dodd, A. F.(1911) *History of Money in the British Empire & the United States*. Longmans, Green, and Co., London.
- Gallatin, A.(1831) *Considerations on the Currency and Banking System of the United States*, Carey & Lea, Philadelphia.
- Gilbart, J. W.(1837) *The History of Banking in America*. London. Reprinted 1967 by Augustus M. Kelley, Publishers, New York.
- Goodhart, C.(1988) *The Evolution of Central Banks*. The MIT Press.
- Gordon, T. F.(1834) *The War on the Bank of the United States*. Reprinted 1968 by Augustus M. Kelley, Publishers, New York.
- Gouge, W. M.(1833) *A Short History of Paper Money and Banking in the United States*. Reprinted 1968 by Augustus M. Kelley, Publishers, New York.
- Hammond, B.(1957) *Banks and Politics in America: from the Revolution to the Civil War*. Princeton University Press.
- Hepburn, A. B.(1915) *A History of Currency in the United States with a Brief Description of the Currency Systems of all Commercial Nations*. The Macmillan Company, New York.
- Hildreth, R.(1837) *The History of Banks: To Which is Added, A Demonstration of the Advantages and Necessity of Free Competition in the Business of Banking*. Reprinted 1968, 1971 by Augustus M. Kelly, Publishers, New York.
- Holdsworth, J. T.(1910) *The First Bank of the United States*. U. S. G. P. O..
- Homer, S. and Sylla, R.(1991) *A History of Interest Rates*. Rutgers University Press.
- Huntigton, A. T. and Mawhney, R. J.(1978) *Laws of the United States Concerning Money, Banking, and Loans, 1778-1909*. Greenwood Press.
- James, J. A.(1978) *Money and Capital Markets in Postbellum America*. Princeton University Press.
- Kinley, D. A. B.(1904) *Money: A Study of the Theory of the Medium of Exchange*. Reprinted 1968 by Greenwood Press, Publishers, New York.
- Kinley, D. A. B. (1910) *The Use of Credit Instruments in Payments in the United States*. U. S. G. P. O..
- Laughlin, J. L.(1885) *The History of Bimetallism in the United States*. Reprinted 1968 by Greenwood Press, Publishers, New York.

- Myers, M. G. (1970) *A Financial History of the United States*. Columbia University Press (吹春寛一訳『アメリカ金融史』日本図書, 1979年).
- Nerlove, M. (1966) "Railroads and American Economic Growth," *Journal of Economic History*, Vol. 26, No. 1, pp. 107-115.
- Nussbaum, Arthur (1957) *A History of the Dollar*. Columbia University Press, New York.
- Redlich, F. (1951) *The Molding of American Banking. Men and Ideas*. Part I (1781-1840), Part II (1844-1910), Hafner Publishing Company, Inc., New York.
- Shultz, W. J. and Cain, M. R. (1937) *Financial Development of the United States*. Prentice-Hall, Inc., New York.
- Steiner, W. H. and Shapiro, Eli (1956) *Money and Banking*. Third Edition. Henry Hold and Company, New York.
- Sumner, W. G. (1874) *A History of American Currency*. Reprinted 1968 by Augustus M. Kelley, Publishers, New York.
- Sumner, W. G., ed. (1896) *A History of Banking in All the Leading Nations*. N. Y., The Journal of Commerce and Commercial Bulletin, Reprinted 1971 by Augustus M. Kelley, Publishers.
- Temin, P. (1975) *Causal Factors in American Economic Growth in Nineteenth Century*. Macmillan Press.
- Timberlake, R. H. Jr. (1978) *The Origin of Central Banking in the United States*. Harvard University Press.
- Trescott, P. B. (1963) *Financing American Enterprise*. Harper & Row, Publishers, New York and Evanston.
- Walker, F. A. (1899) *Discussions In Economics and Statistics*. 2 vols. Reprinted 1971 by Augustus M. Kelley, Publishers, New York.
- West, R. C. (1977) *Banking Reform and the Federal Reserve 1863-1923*. Cornell University Press.
- Womack, R. D. (1978) *An Analysis of the Credit Controls of the Second Bank of the United States*. Arno Press.